熊谷市監査委員公告第１号

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和４年５月２６日

熊谷市監査委員　三　澤　欣　一

熊谷市監査委員　鈴　木　理　裕

令和３年度監査委員事務局定期監査結果報告書

１　監査の種類

熊谷市監査基準第２条第１項第１号に掲げる監査

２　監査の対象

⑴　対象部局等

監査委員事務局

⑵　対象事務

令和２、３年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

３　監査の着眼点

⑴　支出事務　①　必要な手続は行われているか

②　適正な支出となっているか

⑵　契約事務　①　安易な随意契約を採用していないか

②　契約の履行に問題はないか

③　完了報告を漏れなく受領しているか

④　検査結果通知書等は作成されているか

⑶　負担金　①　公益性のない事業又は団体に対して負担していないか

②　負担効果の点より整理すべきものはないか

⑷　財産管理　①　返納手続をせずに処分していないか

②　備品の登録に漏れはないか

⑸　その他　事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

４　監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規定等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

⑴　主な監査項目

ア　支出事務

(ｱ)　消耗品費

イ　契約事務

(ｱ)　工事技術調査業務委託

ウ　負担金

(ｱ)　全国都市監査委員会会費

(ｲ)　埼玉県県北都市監査委員会会費

エ　財産管理

(ｱ)　備品台帳一覧表

オ　その他

(ｱ)　出勤簿

5　監査の実施場所及び期間

⑴　実施場所

監査委員事務局

⑵　監査期間

令和３年 12 月 24 日から令和４年２月 21 日まで

6　監査の結果

監査の結果、改善すべき点は認められなかったが、今後も適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。